

# 議案第18号 小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消防団員の処遇改善を図り、団員確保に繋げるため、年額報酬及び出動報酬を国が定める標準額まで引き上げる等の改正を行うもの。

小松島市消防団条例(昭和30年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考
第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。 (1)～(4) (略) (5) 市外に転居したとき。 (6) (略)				第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。 (1)～(4) (略) (5) 第3条第2項第1号の規定に該当しなくなったとき。 (6) (略)				改正
別表第2(第16条関係) 消防団員給与額表				別表第2(第16条関係) 消防団員給与額表				
区分	支給単位	金額	備考	区分	支給単位	金額	備考	
出動の費用弁償	1回	2,500円	災害現場で業務に従事した者に支給する。	災害出動報酬	1回	4,000円	災害現場で業務に従事した者に支給する。1回の出動時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとにつき1,000円を加算し、8,000円を上限とする。	改正追加
警戒の費用弁償	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。	警戒出動報酬	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。	改正

訓練等の費用弁償	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。	訓練等出勤報酬	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。	改正
公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)別表その他の職員の額			公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)別表その他の職員の額			
報酬(年額)	団長	75,000円		年額報酬	団長	82,500円		改正
	副団長	60,000円			副団長	69,000円		改正
	分団長	42,000円			分団長	50,500円		改正
	副分団長	30,000円			副分団長	45,500円		改正
	部長	24,000円			部長	37,000円		改正
	班長	21,000円			班長	37,000円		改正
	その他の消防分団員	15,000円			その他の消防分団員	36,500円		改正